

谷山第二地区 第14号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部
谷山都市計画事務所
〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
鹿児島市役所 谷山支所3階
TEL 099-269-2111
内線 谷山第二地区係 314~316
工事補償係 317~319

谷山第二地区土地区画整理事業の 事業計画を変更します。

谷山第二地区土地区画整理事業につきましては、皆様のご理解とご協力をいただき現在、岩下・試験場及び不動寺地区の仮換地交渉を行っています。また仮換地指定の終わった街区については、建物移転や道路築造等を進めております。

当事業は、平成十五年三月末の進捗率が、事業費で約二十四%、仮換地指定面積が約五十五%、建物移転が約二十%となっており、現在の施行期間内(平成九年度~平成十八年度)に事業を完了することとは困難な状況であります。

このようなことから、平成十三年三月に施行区域の都市計画の変更に伴い、施行地区を変更し、併せて施行期間、資金計画等の事業計画の変更を行うものであります。

事業計画変更(案)の内容

○施行地区の変更

変更前 七十二・八ヘクタール
変更後 七十二・九ヘクタール
A・B・C・D・E及びF部分
(変更理由) (変更説明図参照)
平成十三年三月の都市計画変更で施行区域界のJR敷地の一部、約二百八十平方メートルを区域編入し施行区域界の整形化を行ったことによる変更です。

○施行期間の変更

変更前 平成九年度~平成十八年度
変更後 平成九年度~平成二十四年度
(工事概成・平成十八年度)
(工事概成・平成二十一年度)
(変更理由)
現在の事業の進捗を考慮し工事概成(完成)の時期を三年延長して平成二十一年度とします。
また、全体の施行期間は換地処分の手続き期間を追加し、平成二十四年度までとします。

○資金計画の変更

変更前 二百四十九億円
変更後 二百六十三億円
(変更理由)
移転補償等の増加により、十四億円の増額となります。

事業計画変更(案)の縦覧について

- 期間 平成十五年十一月二十九日(土)から平成十五年十二月十二日(金)まで
※土・日も縦覧できます。
- 時間 午前八時三十分から午後五時まで
- 場所 鹿児島市役所谷山支所三階
谷山都市計画事務所

事業計画の変更については、その内容を記載した図面などを、谷山都市計画事務所関係者の皆様方に二週間縦覧いたします。

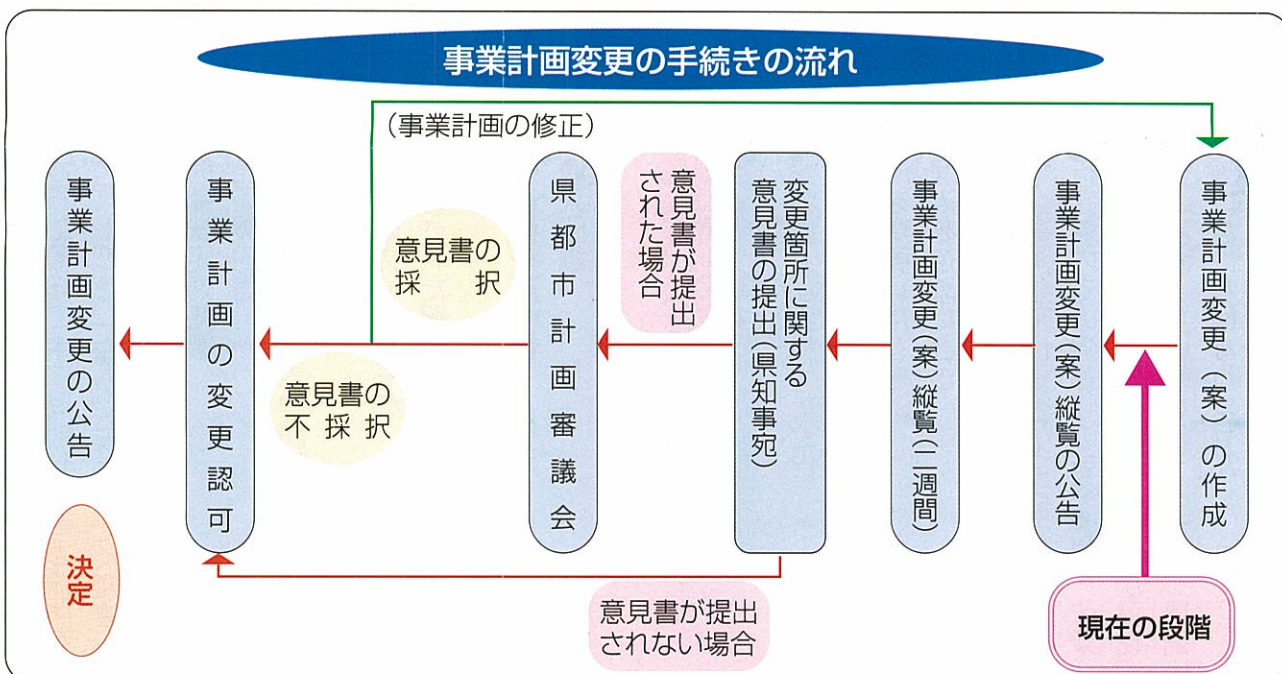
また、この変更計画について意見がある場合は縦覧の開始日から、鹿児島県知事に対して意見書を提出することができます。
なお、谷山都市計画事務所でもあずかり、県に提出いたします。
(提出期限)平成十五年十二月二十六日まで

郵送先

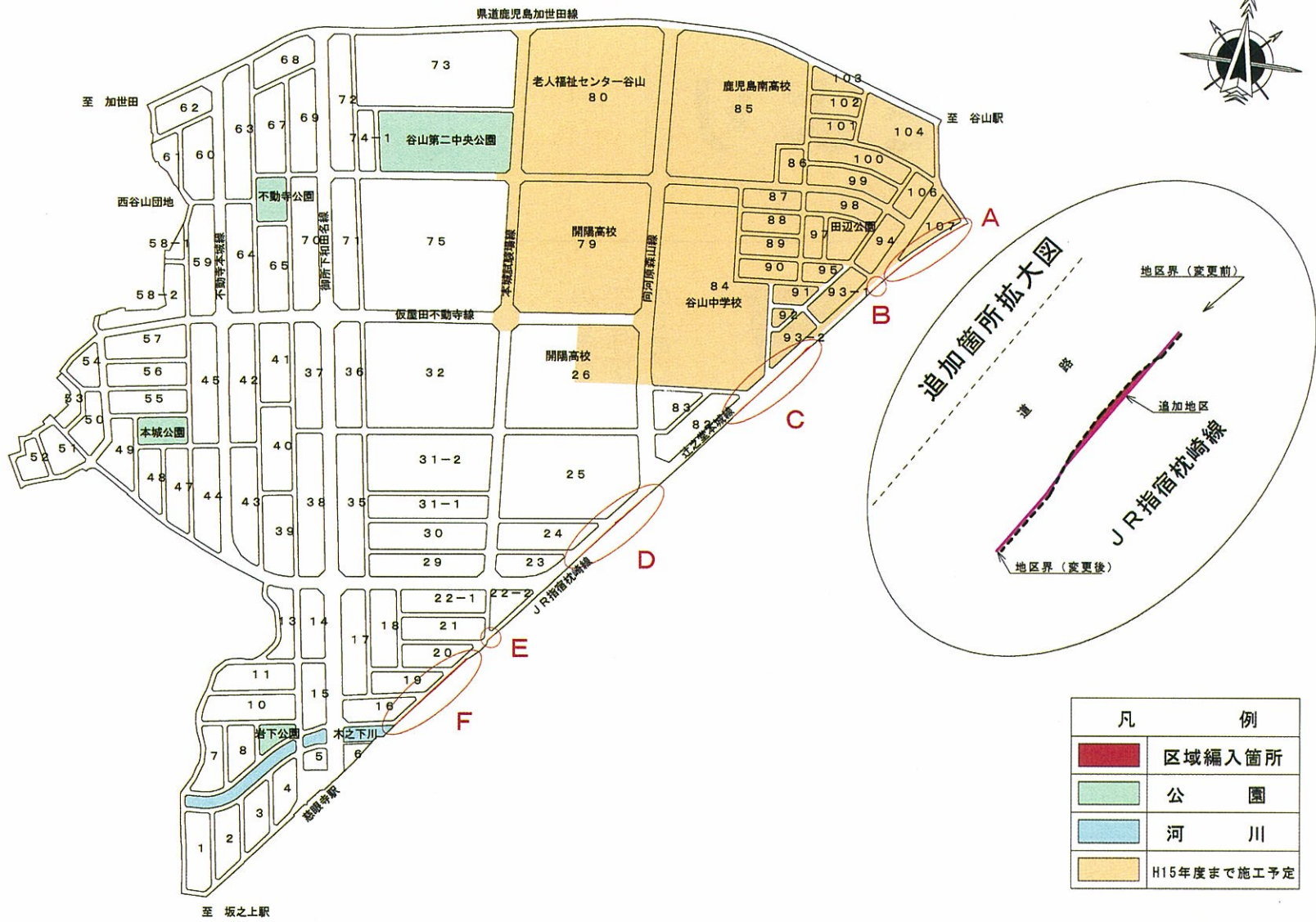
〒890-8577

鹿児島市鴨池新町一〇番一号

鹿児島県都市計画課



変更説明図



仮換地指定通知書について

「仮換地」は事業施行中における整理前の土地に代わる整理後の土地のことで、この仮換地は、通常、換地となつて、換地処分後の区画整理による登記がなされる基になるものです。土地区画整理事業では、事業の施行上必要な段階で、仮換地の位置、地積等を権利者に通知する行為を仮換地指定といひます。仮換地指定にあつて皆さんに通知する主な書類は次のとおりです。

○第1号様式

- ・ 仮換地指定通知書
- ・ 第1号様式とは、現在の土地に代わる新しい土地（仮換地）の位置及び地積等をお知らせするものです。
- ・ 添付図面
- ・ 仮換地明示図
- ・ 整理前後の対象図

※指定後の建築許可申請時などにこの写しが必要となりますので、換地処分（事業の終了）まで大切に保管して下さい。

○第3号様式

- ・ 他の宅地についての仮換地指定通知書
- ・ 第3号様式とは、現在の土地（従前地）に、他の所有者の宅地を仮換地指定（第1号様式による通知）したことをお知らせするものです。
- ・ 添付図面
- ・ 整理前後の対象図

小宅地対策用地・換地操作
用地の契約について

小宅地対策用地と換地操作用地につきましては、該当する方から仮換地指定後に普通財産譲渡申請書を提出して頂きます。

その後、移転交渉や仮換地先の状況を見て市から契約のための書類を送付します。送付された書類の中に同封してある説明をご覧いただき、期限内に手続きを行ってください。

○送付書類

- ・ 売却決定通知書
- ・ 売買契約書
- ・ 売却代金分納承認申請書
- ・ 説明文
- 契約の際に必要なもの
- ・ 送付された書類
- ・ 実印
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 収入印紙

次の場合は届け出てください

- 登記名義人が変わったとき
（登記簿謄本の写しを添付して下さい。）
- 住所を変更したとき
- 代理人を定めたとき
- 借地権の申告をするとき
（他人名義の土地に建物などを所有する人。）
- 施行区域内での建築物の新築や増・改築、土地の区画形質の変更、または、移動が容易でない物件の設置・たい積を行うときは、事前に許可を受けなければなりません。

各種の問い合わせ先

- 《管理清算係》
- 小宅地対策用地・換地操作用地の売買契約
- 建築物の新築や増・改築等に関すること
- 《谷山第二地区係》
- 仮換地指定に関すること
- 《工事補償係》
- 建物調査・移転・測量・工事に関すること